

7. 制度改正各項目の影響

①制度改正の主な項目

平成 16 年の年金制度改正は、以下に掲げる項目で行われている。

厚生年金、国民年金においては、保険料水準固定方式として、保険料(率)の引上げ過程及び最終的な保険料(率)の水準を法律で定め、その範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢に応じて、給付水準が自動的に調整(「スライド調整」)される仕組み(「マクロ経済スライド」)が導入された。・・・「**保険料水準固定**」、「**スライド調整**」

それに加えて、公的年金の役割を考えると、「スライド調整」が機械的にどこまでも続き、給付水準が際限なく低下するということは問題であるとして、厚生年金における標準的年金額の現役世代の手取り収入額(ボーナス込み)に対する比率(所得代替率)が 50%を上回るものと定めた。・・・「**給付水準の下限設定**」

共済年金については、厚生年金と同一の率、同一期間の「スライド調整」を適用することとし、共済年金と厚生年金の給付水準は、将来ともその比率を一定に保つようになった。しかし、財政の均衡を保つためには、厚生年金の財政状況に応じて継続又は終了される「スライド調整」の下で必要な保険料収入を確保する必要があるため、財政見通しと実績の乖離が生じた場合には、そのつど保険料率の見直しは避けられず、保険料水準固定方式を取り得なかった。また、厚生年金はスライド調整と対になって給付水準の下限設定が行われており、共済年金においても、厚生年金と同一のスライド調整によって厚生年金に準じて、給付水準の下限設定が行われているともみることができる。

一方で、公的年金制度すべてにおいて、年金財政が均衡を保つために視野に入れるべき期間を、従来のすべての期間とするもの(「永久均衡方式」)から有限の期間とするもの(「有限均衡方式」)に変更し、おおむね 100 年を財政均衡期間とし、2100 年度の積立度合を 1 とした。国共済+地共済では、さらに 2 から 4 の場合でも財政見通しを作成している。・・・**財政均衡期間：永久→有限**

また、平成 12 年改正からの懸案であった基礎年金の国庫・公経済負担割合を 1/3 から段階的に引き上げ、遅くとも平成 21 年度まで 1/2 に引き上げることにした。・・・**国庫・公経済負担割合：1/3→1/2**

このように、平成16年改正は、幾つかの改正項目が複合して財政的影響を及ぼしており、制度改正の影響を検証するためには、これらを解きほぐしてみなければ、実態を把握することは困難である。

②検証の方法

個々の改正項目をすべて反映して作成した財政見通しが、財政再計算結果であるが、仮想的に、特定の改正項目を反映させたり、反映させなかったりした財政見通しを作成し、その試算結果の違いをみることにより、該当する改正項目の影響をみることができる。

具体的に注目すべき財政指標としては、給付面では給付水準(所得代替率)、負担面では最終保険料率などがある。

①で掲げた改正項目は、厚生年金では4項目、共済年金では3項目が改正後の制度に取り入れられている。まとめると以下のようなようになる。

厚生年金 保険料水準固定方式・スライド調整、給付水準の下限設定、財政均衡期間の変更(永久→有限)、国庫・公経済負担割合の引上げ(1/3→1/2)

共済年金 スライド調整、財政均衡期間の変更(永久→有限)、国庫・公経済負担割合の引上げ(1/3→1/2)

これらの影響をみるために以下のような試算を考えた。

国庫・公経済負担割合の引上げの影響をみるために、改正前の財政見通しとして、保険料水準固定方式を採らず、スライド調整を行わず、永久均衡方式の下で、国庫・公経済負担割合を1/3とした場合の試算No.1と国庫・公経済負担割合を1/2とした場合の試算No.2を行い、最終保険料率の違いをみることにした。

・・・国庫・公経済負担割合の引上げの影響

厚生年金では、保険料水準固定方式の導入とスライド調整の影響をみるために、試算No.2の改正項目の組合せにおいて、保険料水準固定方式を採り、スライド調整を行うこととした試算No.3を行い、給付水準及び最終保険料率について試算No.2との違いをみることにした。・・・**保険料水準固定方式の導入とスライド調整の影響(厚生年金)**

また、共済年金では、制度改正において保険料水準固定方式は採らず、厚生年金と同じスライド調整を行うこととしたので、スライド調整の影響をみるために、試算No.2の改正項目の組合せにおいてスライド調整を行うこととした試算No.5を行い、給付水準及び最終保険料率について試算No.2との違いをみることにした。

・・・スライド調整の影響(共済年金)

永久均衡方式から有限均衡方式に変更したことによる影響をみるために、財政再計算結果(厚生年金では試算 No. 4、共済年金では試算 No. 6)の組合せにおいて有限均衡方式を永久均衡方式に変更した場合の試算(厚生年金では No. 3、共済年金では No. 5)を行い、厚生年金では給付水準について、共済年金については給付水準及び最終保険料率について財政再計算結果との違いをみることにした。

・・・永久均衡方式から有限均衡方式に変更したことによる影響

なお、厚生年金については、改正項目の組合せとして試算 No. 2 と No. 4(財政再計算結果)の中間に位置づけられる試算 No. 3 の他に、No. 2 の改正項目の組合せの永久均衡方式を有限均衡方式に変更した場合の試算 No. 3'を行い、試算 No. 2 の最終保険料率との違いをみて、保険料水準固定方式を採らないまま永久均衡方式から有限均衡方式に変更したことによる影響をみることにした。

制度改正全体の影響は、厚生年金では試算 No. 1 と No. 4 の給付水準の違い、共済年金では試算 No. 1 と No. 6 の最終保険料率及び給付水準の違いでみることとなる。

次の図表は、以上の組合せをまとめたものである。

(図表 3-7-1) 制度改正の影響試算(財政計算)の組合せ一覧

[厚生年金]	No.	保険料水準固定方式 ・スライド調整	給付水準の 下限設定	財政均衡期間の 変更(永久→有限)	国庫・公経済負担割合 の引上(1/3→1/2)	備考
	1	×		×	×	改正前
	2	×		×	○	
	3	○	×	×	○	
	3'	×		○	○	
	4	○	○	○	○	改正後

[共済年金]	No.	スライド 調整	給付水準の 下限設定	財政均衡期間の 変更(永久→有限)	国庫・公経済負担割合 の引上(1/3→1/2)	備考
	1	×		×	×	改正前
	2	×		×	○	
	5	○		×	○	
	6	○		○	○	改正後

凡例 : ○・・・あり ×・・・なし

注1 保険料水準固定方式・スライド調整の欄で、「○」とは上限 18.3%の保険料水準固定方式のことで、「×」とは給付水準先決めのこと。

注2 共済年金は厚生年金のスライド調整率と同じ率でスライド調整を行う。

注3 国共済+地共済は「積立度合1」、私学共済は「保険料率引上げ幅 0.354%」での試算である。

各試算の保険料率の設定は、引上げ幅を財政再計算における保険料率の引上げ幅と同じにするという前提で行っている。なお、試算 No. 1 は、平成 16 年改正前の制度の下で

の試算であるが、上記の改正項目以外の細かな改正項目については、制度によっては改正前となっていない場合があることに留意する必要がある。

③国庫・公経済負担割合の引上げの影響

(図表 3-7-2) 保険料率と給付水準

年度	保険料率												所得代替率 指数 (2004年度=100)	
	厚生年金				国共済+地共済				私学共済				No. 3 No. 5	No. 4 No. 6
	No. 1	No. 2	No. 3' No. 4	No. 3 No. 4	(国共済)		(地共済)		No. 1	No. 2	No. 5	No. 6		
	%				%				%					
2005			14.288		(14.638)		(13.738)			10.814			100	
2006			14.642		(14.767)		(14.092)			11.168			99	
2007			14.996		(14.896)		(14.446)			11.522			98	
2008			15.350		(15.025)		(14.800)			11.876			98	
2009			15.704			15.154				12.230			97	
2010			16.058			15.508				12.584			96	
2011			16.412			15.862				12.938			95	
2012			16.766			16.216				13.292			93	
2013			17.120			16.570				13.646			92	
2014			17.474			16.924				14.000			91	
2015			17.828			17.278				14.354			90	
2016			18.182			17.632				14.708			89	
2017		18.536		18.3		17.986				15.062			88	
2018		18.890		↓		18.340				15.416			88	
2019		19.244		↓		18.694				15.770			87	
2020		19.598		↓		19.048		18.8		16.124			86	
2021		19.952		↓		19.402		↓		16.478			86	
2022		20.306		↓	19.756		19.6	↓		16.832			85	
2023		20.660		↓	20.110		↓	↓		17.186			84	85
2024		21.014		↓	20.464		↓	↓		17.540			84	↓
2025		21.368		↓	20.818		↓	↓		17.894			83	↓
2026		21.722		↓	21.172		↓	↓		18.248			82	↓
2027		22.076		↓	21.526		↓	↓		18.602		18.5	82	↓
2028	22.430		22.3	↓	21.880		↓	↓		18.956		↓	82	↓
2029	22.784		↓	↓	22.234		↓	↓	19.310	19.0		↓	81	↓
2030	23.138	22.8	↓	↓	22.588		↓	↓	19.664	↓		↓	↓	↓
2031	23.492	↓	↓	↓	22.942		↓	↓	20.018	↓		↓	↓	↓
2032	23.846	↓	↓	↓	23.296		↓	↓	20.372	↓		↓	↓	↓
2033	24.200	↓	↓	↓	23.650		↓	↓	20.726	↓		↓	↓	↓
2034	24.554	↓	↓	↓	24.004		↓	↓	21.080	↓		↓	↓	↓
2035	24.908	↓	↓	↓	24.358		↓	↓	21.434	↓		↓	↓	↓
2036	25.262	↓	↓	↓	24.712		↓	↓	21.788	↓		↓	↓	↓
2037	25.616	↓	↓	↓	25.066		↓	↓	22.142	↓		↓	↓	↓
2038	25.9	↓	↓	↓	25.420		↓	↓	22.496	↓		↓	↓	↓
2039	↓	↓	↓	↓	25.774	25.7	↓	↓	22.850	↓		↓	↓	↓
2040	↓	↓	↓	↓	26.128	↓	↓	↓	23.204	23.0		↓	↓	↓
2041	↓	↓	↓	↓	26.482	↓	↓	↓	23.558	↓		↓	↓	↓
2042	↓	↓	↓	↓	26.836	↓	↓	↓	23.912	↓		↓	↓	↓
2043	↓	↓	↓	↓	27.190	↓	↓	↓	24.266	↓		↓	↓	↓
2044	↓	↓	↓	↓	27.544	↓	↓	↓	24.620	↓		↓	↓	↓
2045	↓	↓	↓	↓	27.898	↓	↓	↓	24.974	↓		↓	↓	↓
2046	↓	↓	↓	↓	28.252	↓	↓	↓	25.328	↓		↓	↓	↓
2047	↓	↓	↓	↓	28.3	↓	↓	↓	25.682	↓		↓	↓	↓
2048	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	26.036	↓		↓	↓	↓
2049	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	26.3	↓		↓	↓	↓
2050	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓

厚生年金の試算 No. 1 と No. 2 の保険料率を比較すると、No. 1 では 2038 年度に最終保険料率 25.9%となるところが、No. 2 では 2030 年度に最終保険料率 22.8%となり、国庫・公経済負担割合を 1/3 から 1/2 引き上げたことの影響が保険料率の抑制(2038 年度 3.1 ポイント)に表れている(図表 3-7-2、図表 3-7-3 参照)。

国共済+地共済の試算 No. 1 と No. 2 の保険料率を比較すると、試算 No. 1 では 2047 年度に最終保険料率 28.3%となるところが、No. 2 では 2039 年度に最終保険料率 25.7%と

なり、国庫・公経済負担割合引上げの影響が保険料率の抑制(2047年度2.6ポイント)に表れている。

私学共済の試算 No. 1 と No. 2 の保険料率を比較すると、No. 1 では 2049 年度に最終保険料率 26.3%となるところが、No. 2 では 2040 年度に最終保険料率 23.0%となり、国庫・公経済負担割合の引上げの影響が保険料率の抑制(2049年度3.3ポイント)に表れている。

(図表 3-7-3) 最終保険料率及びその到達年度の比較

	厚生年金		国共済+地共済		私学共済	
	年度	%	年度	%	年度	%
(1) 試算No. 2	2030	22.8	2039	25.7	2040	23.0
(2) 試算No. 1	2038	25.9	2047	28.3	2049	26.3
(1)-(2)		△3.1		△2.6		△3.3

④保険料水準固定方式の導入とスライド調整の影響

図表 3-7-2 の所得代替率指数の試算 No. 3(試算 No. 5)をみると、2029年度の81まで低下を続け、その後一定となっている。スライド調整の影響が給付水準の2割弱の低下として表れている(図表 3-7-2、図表 3-7-4 参照)。

厚生年金の試算 No. 2 と No. 3 の保険料率を比較すると、No. 2 では 2030 年度に最終保険料率 22.8%となるところが、No. 3 では 2017 年度に最終保険料率 18.3%となり、保険料水準固定方式の導入とスライド調整の影響が保険料率の抑制(2030年度4.5ポイント)に表れている。

国共済+地共済の試算 No. 2 と No. 5 の保険料率を比較すると、試算 No. 2 では 2039 年度に最終保険料率 25.7%となるところが、No. 5 では 2022 年度に最終保険料率 19.6%となり、スライド調整の影響が保険料率の抑制(2039年度6.1ポイント)に表れている。

私学共済の試算 No. 2 と No. 5 の保険料率を比較すると、No. 2 では 2040 年度に最終保険料率 23.0%となるところが、No. 5 では 2029 年度に最終保険料率 19.0%となり、スライド調整の影響が保険料率の抑制(2040年度4.0ポイント)に表れている。

(図表 3-7-4) 給付水準、最終保険料率及びその到達年度の比較

		厚生年金			
		所得代替率指数		最終保険料率	
		年度		年度 %	
(1) 試算No. 3	2029	81	2017	18.3	
(2) 試算No. 2	2004	100	2030	22.8	
(1)-(2)		△19		△4.5	
		国共済+地共済			
		所得代替率指数		最終保険料率	
		年度		年度 %	
(1) 試算No. 5	2029	81	2022	19.6	
(2) 試算No. 2	2004	100	2039	25.7	
(1)-(2)		△19		△6.1	
		私学共済			
		所得代替率指数		最終保険料率	
		年度		年度 %	
(1) 試算No. 5	2029	81	2029	19.0	
(2) 試算No. 2	2004	100	2040	23.0	
(1)-(2)		△19		△4.0	

⑤永久均衡方式から有限均衡方式に変更したことによる影響

試算 No. 3 と No. 4(試算 No. 5 と No. 6)の所得代替率指数を比較すると、両方とも毎年低下し、試算 No. 3(試算 No. 5)では 2029 年度に 81 となって一定となるが、試算 No. 4(試算 No. 6)では 2023 年度に 85 となって一定となっている。有限均衡方式への変更による影響が、給付水準低下の緩和として所得代替率指数の差(2029 年度 3 ポイント)に表れている(図表 3-7-2、図表 3-7-5 参照)。

(図表 3-7-5) 給付水準、最終保険料率及びその到達年度の比較

		厚生年金			
		所得代替率指数			
		年度			
(1) 試算No. 4	2023	85			
(2) 試算No. 3	2029	81			
(1)-(2)		※ 3			
		国共済+地共済			
		所得代替率指数		最終保険料率	
		年度		年度 %	
(1) 試算No. 6	2023	85	2020	18.8	
(2) 試算No. 5	2029	81	2022	19.6	
(1)-(2)		※ 3		△0.8	
		私学共済			
		所得代替率指数		最終保険料率	
		年度		年度 %	
(1) 試算No. 6	2023	85	2027	18.5	
(2) 試算No. 5	2029	81	2029	19.0	
(1)-(2)		※ 3		△0.5	

注：端数処理により、※は(1)、(2)の差に一致していない。

国共済+地共済の試算 No. 5 と No. 6 の保険料率を比較すると、試算 No. 5 では 2022 年度に最終保険料率 19.6%となるところが、No. 6 では 2020 年度に最終保険料率 18.8%となり、有限均衡方式への変更による影響の影響が保険料率の抑制(2022 年度 0.8 ポイント)に表れている。

私学共済の試算 No. 5 と No. 6 の保険料率を比較すると、No. 5 では 2029 年度に最終保険料率 19.0%となるところが、No. 6 では 2027 年度に最終保険料率 18.5%となり、有限均衡方式への変更による影響が保険料率の抑制(2029 年度 0.5 ポイント)に表れている。

(図表 3-7-6) 厚生年金の最終保険料率及びその到達年度の比較

	年度	%
(1) 試算No. 3'	2028	22.3
(2) 試算No. 2	2030	22.8
(1)-(2)		△0.5

また、厚生年金の試算 No. 2 と No. 3'の保険料率を比較すると、No. 2 では 2030 年度に最終保険料率 22.8%となるところが、No. 3'では 2028 年度に最終保険料率 22.3%となり、有限均衡方式への変更による影響が保険料率の抑制(2030 年度 0.5 ポイント)に表れている(図表 3-7-2、図表 3-7-6 参照)。

⑥制度改正の影響のまとめ

各制度の最終保険料率をグラフでみると、試算 No. 1 より No. 2 の方が低くなっており、国庫・公経済負担割合を 1/3 から 1/2 に引き上げることにより、保険料負担の軽減効果があることを示している(図表 3-7-7 参照)。

また、厚生年金では試算 No. 2 より No. 3 の方が、共済年金では試算 No. 2 より No. 5 の方が最終保険料率は低くなっており、スライド調整が保険料負担を軽減する方向に影響していることがわかる。

厚生年金で試算 No. 3'の方が No. 2 より、共済年金で試算 No. 6 の方が No. 5 より最終保険料率が低いことから、永久均衡方式から有限均衡方式に変更したことも保険料負担を軽減する方向に影響していることがわかるが、国庫・公経済負担割合引上げやスライド調整の導入より影響は小さいように思われる。

所得代替率指数を試算 No. 4 と No. 3(試算 No. 6 と No. 5)でみると、No. 4(No. 6)の方が No. 3(No. 5)より最終的に高くなっている。永久均衡方式から有限均衡方式に変更することが、給付水準の低下を緩和する方向に働いていることがわかる。

このように、永久均衡方式から有限均衡方式に変更することによって、給付水準の低下や最終保険料の上昇の抑制に効果があるという結果になっている。しかし、今回の永久均衡方式で使用した基礎数、基礎率などがそのまま推移するとして、今後5年ごとに有限均衡方式で将来見通しの作成や財政再計算が行われていくとすると、給付水準や最終保険料率が見直されて今回計算した永久均衡方式での数値に近づき、最終的には今回の永久均衡方式の下での結果よりも低い給付水準や高い最終保険料率になることが考えられる。結果として、上で見た有限均衡方式の効果は、将来低下していくことになる。

(図表 3-7-7) 保険料率と給付水準

